令和5年7月20日 総務教育常任委員会資料 税務部収税課

特定個人情報保護評価の再実施に伴う「特定個人情報保護評価書」の変更(案) に関するパブリックコメントの実施について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」及び「特定個人情報保護評価指針」に基づき、特定個人情報ファイル(マイナンバーを含んだ個人情報ファイル)を変更するときは、評価書を公示して広く意見を求めることとされています。

このたび加古川市では市税の還付金等の受取方法の一つとして、公金受取口座が利用できるように特定個人情報保護評価の変更を行いますので、市民のみなさまのご意見を募集します。

## ≪特定個人情報保護評価とは≫ -

特定個人情報ファイル (マイナンバーを含んだ個人情報ファイル) を保有する前に、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

意見募集期間:令和5年9月15日(金)から令和5年10月16日(月)まで

資料閲覧場所:意見募集要項や特定個人情報保護評価書などの資料は、令和5年9月15日

(金)から、市役所新館ロビー、収税課、各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ、各公民館、ホームページにてご覧いただくことができます。

意見を提出できる方:(1)市内に在住している方

- (2) 市内に事業所(事務所)がある個人、法人その他の団体
- (3) 市内に在勤、在学している方
- (4)加古川市に納税義務のある個人、法人その他の団体
- (5) 当該案件に利害関係を有する個人、法人その他の団体

意見の提出方法:意見提出用紙に記入のうえ、郵送・FAX・電子メール・意見提出箱へ 意見に対する市の考え方の公表時期:募集期間終了後1か月以内を目途に整理し公表予定 今後のスケジュール:9月上旬 広報かこがわにてパブリックコメント実施のお知らせ

9/15~10/16 パブリックコメントの実施

11月中旬 市民からの意見整理

議会への結果報告及び公表

12月下旬 第三者点検として個人情報保護審査会(市)に諮問

令和6年2月 個人情報保護審査会(市)から市長へ答申

令和6年2月 個人情報保護委員会(国)に評価書の提出及び公表